

いじめ防止基本方針

2023年度

奥出雲町立三成小学校

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等（※1）が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 「一定の人的関係にある他の児童等」とは、学校の内外を問わない。例えば同じ学校・学級や部活動の者や当該児童等が関わっている仲間やグループなど、何らかの人間関係がある者。

※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 いじめ防止にむけての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

島根県いじめ防止基本方針にあるように、「いじめはどの学校にも、どのクラスにも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域、関係機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組む、いじめが発生した場合には適切かつ迅速にこれに対処するため、三成小学校いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者・地域への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動を取るための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う必要がある。

また、いじめ防止においては、保護者・地域の理解と協力を得て連携して取り組むことが重要である。保護者に対して、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うと共に、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 いじめの未然防止の取り組み

いじめを防止するためには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして、全員を対象に未然防止の取り組みを行うことが最も効果的な対策であると考え。そのためには、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。その考えの下、以下の事項について、共通理解を図り、取り組んでいく。

- (1) わかる授業づくり
 - ・基礎基本事項の習得の徹底
 - ・個々の実態に応じた個別指導の実施
 - ・自分の意見や思いを発表しあい、学びあう場面の設定
 - ・各授業におけるめあて、ふり返りの確認
- (2) 達成感・充実感を味わい、自信をもたせる取り組み
 - ・全校書取り・計算会の定期開催
 - ・鉄棒、一輪車、竹馬など「できた」が分かる運動の推進
 - ・全校で詩の暗唱実施
- (3) 人権・同和教育、道徳教育の充実
 - ・全教育活動を通じた人権・同和教育、道徳教育の充実
 - ・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・あいさつの励行
- (4) 学習規律の徹底
 - ・チャイム着席
 - ・正しい姿勢
 - ・話を聞くことの指導
- (5) 全校・学級集団作り
 - ・縦割り班活動や異学年交流活動の実施
 - ・全校、学級活動での話し合い活動の充実
 - ・一人一人が大切にされる、認められる学級、学校作り
- (6) 社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・ふるさと教育に係る体験活動の実施
 - ・ねらいを明確にした体験活動を実施
- (7) 児童会活動の充実
 - ・集会活動、行事等の主体的な運営
 - ・委員会・クラブ活動の充実
- (8) 基本的生活習慣の確立
 - ・「生活習慣チャレンジシート」による生活習慣のふり返りと活用
 - ・保健だよりによる保護者への情報発信

5 いじめの早期発見の取り組み(関連資料1)

早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有し、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である。合わせて、定期的な面談やアンケート調査を併用し、その分析をすることで効果的な対応に役立てたい。

- (1) 朝の会、授業中などの観察
 - ・一人一人の健康観察
 - ・授業中の様子

(2) 個人面談の実施

- ・ 学校生活アンケートの実施（年 2 回実施）
- ・ 教育相談の実施（年 2 回実施）
- ・ 保護者との個人面談により家庭での様子を把握
- ・ スクールカウンセラーの活用（年 40 時間）

(3) 生活習慣チャレンジの実施

- ・ 仁多中校区共通の生活習慣チャレンジの実施（年 3 回）

(4) アンケート QU の実施とその状況分析

- ・ 年 2 回実施（3 年生以上）し、結果の分析とそれを生かした学級経営

(5) 職員研修

- ・ 令和 4 年生徒指導提要について

6 いじめ防止のための校内組織(関連資料 2)

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取り組みの実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は次の通りとする。

<校内構成員> 校長 教頭 生徒指導主任 養護教諭 その他必要と思われる職員

<校外構成員> スクールカウンセラー スクールソーシャルワーカー

教育委員会 その他関係機関助言者等

7 発見したいじめへの組織的な対応

いじめの疑いがある行為が発見され場合、校長のリーダーシップの元に「いじめ防止対策委員会」を中心に「いじめに関わる緊急時の対応」（関連資料 3）に従い、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導等、問題解決を行う。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められた場合には、奥出雲町教育委員会と連携を図り、三成広域交番と相談して対処する。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

関連資料 1

5 早期発見のための取り組み（日常観察を通して）

○いじめられている児童の見せるサイン

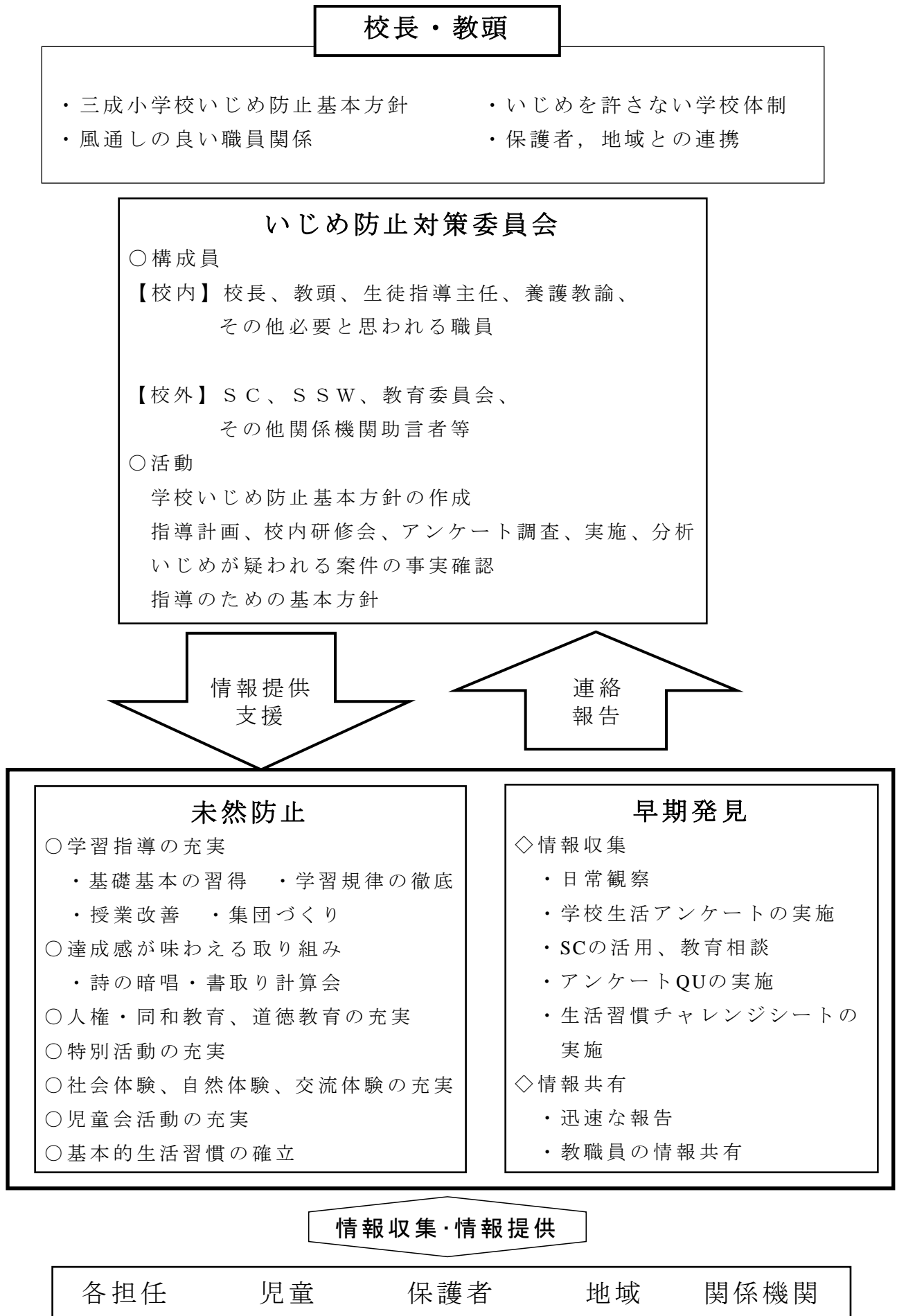
場面	サイン
登校時	体調不良を訴える
	教員と視線が合わない。
	提出物を忘れてたり、期限に遅れたりする。
	担任の後から、教室に入ってくる。
	遅刻、欠席が増える。その理由が明確でない。
授業中	保健室・トイレに行く回数が増える。
	教材等の忘れ物が目立つ。
	机、ロッカーなど、持ち物が散乱している。
	教科書・ノートに汚れが目立つ。
休み時間	用のない場所にいることが多い。
	友達と一緒にだが、表情がさえない。
	衣服や持ち物に汚れが目立つ。
	持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする。

○いじめが疑われる学級のサイン

教室でのサイン	教室でのひそひそ話が目立つ。
	特定の児童に気を遣う言動が多くなる。
	教員の声がけ、接近に不自然な対応が見える。
	自己中心的な言動が目立ち、ボスの存在の児童がいる。
	あだ名での呼びかけが多くなる。
	文房具の貸し借りが多い。
	机や壁に落書きがある。

関連資料 2

6 いじめの防止のための校内組織・体制



関連資料 3

7 いじめに関わる緊急時の対応

